

## 電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数の見直しについて

### 1 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定について

- 我が国の二酸化炭素排出量のうち約3割は、発電の際に排出されるもので、その削減は、京都議定書の目標達成の上でも特に重要な対策となっています。電気の使用に伴う排出量は、以下に示すとおり電気の使用者に帰属しますから、電気の使用者が自ら排出量を算定し、その低減を図ることが不可欠です。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」といいます。）においては、従来から、他人から供給された電気の使用を温室効果ガスの排出と定義しており、政府・地方公共団体が策定する「実行計画」の中で、事務・事業に伴う排出量としても、電気の使用による二酸化炭素の排出量の算定を行っています。
- 今回導入する「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」においても、従来どおり、電気の使用を温室効果ガスの排出とし、電気の使用量に所定の排出係数を乗ずることによって、その使用に伴う二酸化炭素の排出量を報告していただくこととしています。

### 2 従前の排出係数（案）とこれに対する指摘

- 算定・報告・公表制度における電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定については、昨年11月下旬から12月下旬にかけて実施した意見募集において、以下の案をお示ししたところです。これは、政府や地方公共団体の事務・事業に伴う排出量を算定する方法として平成11年に定めた政令の考え方を踏襲し、一般電気事業者（10電力会社）とそれ以外の電気を供給する者とをグループとして見ると、それぞれの平均の排出係数が大幅に異なっていることを踏まえたものでした。
  - ・ 政省令において定める排出係数は、一般電気事業者から供給される電気と、その他の電気を供給する者から供給される電気とに分けて排出係数を定めること。
  - ・ 併せて、上記の排出係数とは異なる個別の電気を供給する者ごとの排出係数も、報告に当たって用いることができることとすること。
- この案に対し、一般電気事業者とのその他の電気を供給する者に区分して排出係数を設定していることについての意見が多く寄せられました。いただいた御意見をまとめると、おおよそ以下のとおりとなります。
  - ・ 電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数は統一するべきである。

- ・ 一般電気事業者と特定規模電気事業者の排出係数を統一するべきである。
- ・ 電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数を設定する上での供給する者の区分は、従来の2区分でよい。
- ・ 電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数は、個別の電気を供給する者ごとに設定するべきである。
- ・ 電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数を従来の2区分で設定することは、供給者間の競争環境が失われる懸念がある。
- ・ 電気を供給する者が供給する電気の実際の排出係数は、個々にばらつきがあり、従来の2区分の排出係数はこうした実態に即していない。

### 3 新しい案について

- 今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、電気の使用に伴う排出量の報告についても、可能な限り排出の実態に即した算定が行われるようにするとともに、温暖化対策を行った電気事業者の努力が反映されるシステムとすることが必要であると考えています。
- 以上のような基本的な考え方及び頂いた御意見を踏まえ、政府部内で再検討を行い、
  - ① 自らが消費している電気の排出係数がわからない場合などに一般的に使用できる排出係数としては、電気を供給する者の区別によることなく一律の値とし、0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする
  - ② 併せて制定する環境省令・経済産業省令に基づき、一般電気事業者及び特定規模電気事業者について、個別事業者別の係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認した上で、0.555 kg-CO<sub>2</sub>/kWh を下回る係数については公表する仕組みを設ける
  - ③ ②以外であっても、個別事業者別の係数が電気の利用者において把握できる場合には、これを用いて算定を行うことができる  
こととしました。
- このことにより、電気の利用者は、実際の算定に当たり、
  - ① 0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh を下回る排出係数として個別事業者ごとに公表されるものについては、当該排出係数を用いて算定を行い、
  - ② ①により排出係数が公表される電気事業者以外の者から供給される電気については、0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh 又は電気の利用者において把握できる係数として適切と認められるものを用いて算定を行う  
ことができます。
- 個別事業者ごとに公表される排出係数については、平成19年度に行われる第1

回の報告までのできるだけ早い時期に公表し、算定・報告・公表制度において報告を行う排出者が算定・報告を行う際に用いることができるようにすることとしたいと考えております。

- 今回の仕組みは、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保するとともに、電気を使用する者における自主的な二酸化炭素の排出の抑制にも役立つものと考えています。

環境省としては、今後も関係省庁と協力しながら、排出の実態に即した排出量の算定の実現に向けて、努力してまいります。